

令和7年3月泉南市農業委員会定例会

令和7年3月7日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

岩本和夫	奥田清	宮内栄作
杉野榮一	東和宏	伊藤喜久
池上安夫	森谷豊	南直樹
上野寛治	立道智恵	湊聡美

(推進委員)

松本一美	西浦賢二	宮下明
向井彰一	戎野繁	太佐博

・欠席委員

(農業委員) 山下博

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和7年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、山下委員より欠席の届出が出ております。出席委員については13名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、本日の出席は全員出席となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、泉南市農業委員会3月定例会にご参加いただきありがとうございます。

さて、先月13日と14日で、大阪府農業会議の視察研修で広島へ行って参りました。報告については、協議会でさせていただきたいと思っております。また、お手元にあります新聞の切り抜きについてですが、先月の全国農業新聞の記事でございます。「青年委員奮闘中」という記事で立道委員が取り上げられております。色々な分野で奮闘されている方を取り上げている記事ですのでぜひ読んでみてください。

会 長 さて、本日は議案が3件、報告案件が1件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、7番 伊藤委員、10番 森谷委員にお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和7年議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案6号6件について朗読する。令和7年議案第6号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、No. 2につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 今も米を作っておりますので、譲受人も米を作ると思います。特に問題ないかと思えます

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。現地確認に行っまいりました。自家野菜を植えておりました。

事 務 局 ありがとうございます。No. 4については、事務局より後ほど補足説明の際にご報告させていただきます。続きましてNo. 5の申請地につきましても、〇〇〇〇ですので、事務局よりご報告させていただきます。事務局にて遊休農地である事を確認いたしました。

事務局 No. 6 つきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。今のところ自家野菜を作っておりましたので、問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。それでは、議案第6号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1とNo. 2につきましては、親戚で共有名義で所有していた申請地を、今後の事を踏まえ、親戚の中で耕作経験のある一番若い譲受人に所有権移転することになりました。結果、譲受人は842㎡の農地を所有する事になります。耕作予定作物については、今後も現在同様水稲のみとの事です。

No. 3につきましては、申請地は譲受人の実家の隣の農地で、元々譲受人の家族と譲渡人の親との口約束でヤミ小作として耕作されておりましたが、将来の事を考え、譲渡人の意向で贈与する事となりました。

No. 4につきましても、申請地の面積は3.3㎡と1坪ほどで、現在も譲受人の農地の一部となっており、譲渡人のご意向で贈与する事となりました。

No. 5につきましては、先月の定例会の案件で、農業生産法人から会社名義となりました。先月の定例会では交渉中の農家さんに所有権を移す予定だとお知らせしておりましたが、話がまとまり、譲受人が購入し、みかん等の果樹を栽培する事となりました。

No. 6につきましては、申請地は譲渡人の夫の所有でしたが、夫の死亡に伴い相続しましたが、市外在住の為、自分では耕作せずに貸しておりましたが、今回、譲受人に売買する事となりました。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2についてですが、持分2/3のみの所有権移転ですが、残りの1/3はすでに譲受人の所有なのでしょうか。

事務局 はい、そうです。

会 長 No. 3についてですが、譲受人は他市在住ですが、申請地は実家の隣なのですか。

事 務 局 はい、そうです。年の半分ほどは実家で暮らしているそうです。

会 長 No. 5については、〇〇委員どうですか。

〇〇委員 この辺りはイノシシがすごく多いです。

会 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第6号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和7年議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案第7号4件について朗読する。議案第7号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 譲受人はネギ農家です。申請地の両隣の農地を借りて耕作しております。すでに、譲り受けた後すぐに耕作する段取りはできておりますので、問題ないかと思えます。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。現在、泉南農業塾で活動している耕作地が手狭になりましたので、その横の農地を借りる事になりました。現在はトラクターで鋤いた状態です。特に問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。貸し手は、中間管理機構を介して貸借をしておりましたが、突如2年前に解約になりました。その後はヤミ小作人が耕作しておりましたが、この度、利用集積での貸借に至りました。借り手は隣接地ですすでに3筆の農地を借りて耕作しており、合わせて6,000㎡程度になります。また、昨年には大阪府認定農業者に認定され、ぜひとも借りたいという事で貸借に至りました。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。借り手は設定地の隣接地を現在耕作しております。私も近くで耕作しておりますので、借り手の方と話をする機会があるのですが、農作業が楽しくて仕方ないとおっしゃっておりました。ですので、特に心配ないと思えます。

事務局 ありがとうございます。議案第7号につきまして、事務局から補足説明させていただきます

No. 1につきましては、貸し手は昨年まで他の人に貸していたのですが、隣地を耕作している青ネギ農家の借り手が耕作する事となり、今回の申請に至りました。

No. 2につきましても、昨年まで他の人に貸していたのですが、隣地を借りている農業塾が圃場として借りることとなりました。

No. 3につきましては、借り手は、農業塾の修了生です。設定地の隣地で水ナスやキャベツ等の野菜を耕作しており、農業経営拡大の目的で遊休化していた設定地を耕作する事になりました。

No. 4につきましても、借り手は農業塾の修了生です。貸し手は高齢のため耕作できなくなったので、借り手を探してほしいと農業委員と一緒に事務局に相談に来られました。設定地の隣地で季節野菜を耕作している借り手に打診したところ、経営拡大するとの意欲的な返事で、貸

事務局 借する事となり、今回の申請に至りました。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 3についてですが、借り手の耕作地はここだけで6反もあるのですか。

〇〇委員 設定地の隣接地で3筆耕作しています。1筆は田として利用し、稲作を地元の方と2人で助け合って植え付けや収穫をしています。その隣の農地では昨年はナスを作っていました。もう1筆は、現在はブロッコリーを作っています。どこも空きの無いよう耕作しています。水は井戸水を使っています。

会長 将来有望な担い手ですね。ご支援よろしくお願いします。

会長 No. 4についてですが、借り手は男性ですか。

〇〇委員 いえ、女性です。

事務局 63歳の方で、農業塾から農業を始めた方です。

〇〇委員 既に設定地の隣接地を借りて耕作しています。

会長 当該地は水の状態は良いのですか。

〇〇委員 綺麗な水があり、抜群に良いです。借り手の仕事ぶりはすごいです。現在も色々なものを作っていて、トンネルをしたり、マルチをしたりして種類がすごく多いです。

会長 今後も適切なアドバイスをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第7号は原案どおり承認して

会 長 ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和7年議案第8号「泉南市地域計画（案）の策定に伴う意見の聴取について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案第8号について朗読する。議案第8号につきまして、事務局から説明させていただきます

別紙参照・説明

会 長 ありがとうございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に、「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。」とされており、また、地域計画を定めるときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

事 務 局 地域計画策定にあたっては、全国すべての農業委員会で意見を聞いております。

会 長 よろしいですか。ご意見ございませんか。

それでは意見がないようですので、議案第7号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和7年報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和7年報告第5号2件について朗読する。報告第5号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

 No. 1につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。自家野菜を栽培されていましてので問題ありません。

 No. 2につきましては、都市農地の貸借により〇〇委員が借りて耕作されております。米跡を確認しました。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
 特に質問がないようですので、以上で報告第5号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、4月4日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時08分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和7年3月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____